

小規模保育事業 社会福祉法人大阪婦人ホーム子ロバ乳児園

重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪婦人ホーム
所在地	大阪市平野区加美北7丁目1番30号
電話番号	06-6791-8236
代表者氏名	理事長 石田 易司

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名称	社会福祉法人大阪婦人ホーム 子ロバ乳児園
施設の所在地	大阪市都島区都島北通2丁目21番33号
連絡先	電話番号 06-6180-7258 FAX 06-6180-7058
管理者	施設長 垣本 真紀子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 5人 1歳児 6人 2歳児 8人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 5人
開設年月日	28年4月1日
事業所番号	27100052000231
H P	http://www.coroba-baby.com

3 事業の目的・運営方針

社会福祉法人大阪婦人ホーム子ロバ乳児園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造4階建のうち1階
	延べ面積	98.03㎡
屋外遊戯場		公園345㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	たんぽぽ組
保育室(又は遊戯室)	1室	ちゅうりっぷ組
その他	調理設備、沐浴設備、乳児用トイレ、乳児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2017年12月21日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 育児担当制

キリスト教精神に基づきこどもの人権や主体性を尊重しながら、育児担当制を取り入れ丁寧でぬくもりのある保育、より家庭に近づけた保育を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2024年 4月 1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する業務を行う。	8	4	5	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30） シフトにより実働8時間

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担（月額3100円）が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

連携施設内で調理後搬入を行います。

（調理業務は有限会社メディッシュフードサービスが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時45分頃	15時頃	
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時20分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ
（下記の継続的な受け入れ先には定員があります）

(2) 連携施設

社会福祉法人大阪婦人ホーム 子ロバ保育園

運営主体	社会福祉法人大阪婦人ホーム
所在地	大阪市都島区高倉町2丁目8-5
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・給食搬入
電話番号	06-6928-2828

学校法人 高倉幼稚園

運営主体	学校法人 高倉幼稚園
所在地	大阪市都島区高倉町1丁目13-22
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供
電話番号	06-6921-1780

社会福祉法人都島友の会 幼保連携型認定こども園都島児童センター

運営主体	社会福祉法人都島友の会
所在地	大阪市都島区都島本通3-4-3
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供
電話番号	06-6921-5323

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を翌月の27日に銀行振替でお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保護者から退園の申し出があったとき

(4) 無断で登園せず、今後の通園の見込みがないとき

(5) 正当な理由なく、保育料が3か月以上未納な場合

(6) 保護者が事業者や事業所従業員又は他の利用者（保護者、子ども）に対して、教育及び保育の提供又は利用について、著しく支障をきたす行為を故意にした場合

(7) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	福愛会 いんべ診療所
医院長名又は医師名	忌部 周
所在地	大阪市都島区毛馬町1-8-4
電話番号	06-6922-2526

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人 吉見ファミリー歯科
医院長名又は医師名	吉見 美香
所在地	大阪市都島区友淵町2-12-21-109
電話番号	06-6925-0418

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 垣本 真紀子 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6180-7258 F A X 06-6180-7058 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大西 慶一氏 (社会福祉法人晴朗会 理事長) 堀 千代氏 (常盤短期大学 元教授)

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化

させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	スポーツ振興センター災害給付金
保険の内容	園児の怪我等による通院の保障など
保険金額	375円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	4人	0人	0人
1歳児	7人	8人	8人
2歳児	8人	6人	8人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年4月実施	令和6年4月25日・26日実施
自己評価の実施状況	毎年度実施	令和5年8月、12月実施

22 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 当園におけるその他の留意事項

- ・当園では敷地内を禁煙とさせていただきます。
- ・登園、降園時の近隣での路上駐車はご遠慮ください。
- ・当園利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動の勧誘はご遠慮願います。尚、個人の思想、信条、信教の自由を制限するものではありません。

別紙

保護者負担の費用一覧

2024 年度

子ロバ乳児園

項目		0・1・2 歳児	備考
月一回	保育料	お住まいの市町村が決定した額	
	午睡用寝具代 (リース)	1,100円	
年一回	災害給付加入金 (保護者負担分)	250円	保育園でも負担しています
随時	おたより帳	200円	年3～4冊使います
	カラー帽子	920円	3年間同じ色です
	健康ノート	300円	3年間使います

選 択	延長保育料	延長保育時間 18:31～19:30	18:40頃
		延長保育料 3100円(1カ月)	軽食があります
	保育時間超過料金	延長保育に登録していない方で18:31～19:30のお迎えになった場合30分につき300円徴収します。その後は別料金となります。	

その他

親子遠足代 500円
 バス遠足代 1850円
 (令和2年度以降 実施なし)